

小牧岩倉衛生組合物品購入指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧岩倉衛生組合物品購入指名審査会（以下「審査会」という。）における業者の指名選定の方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は次のとおりとする。

- (1) 財産（不動産等は除く。）の買入れ及び売払い
- (2) 物件の借入れ及び貸付け
- (3) 製造の請負
- (4) 業務委託（建設工事に関する業務委託を除く。）

(選定の基準)

第3条 許可・認可を必要とする業種について、業者を指名選定しようとするときは、当該発注に係る許可・認可を受けた業者でなければならない。

2 指名の選定は、次の各号を留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 発注の契約件数及び契約高
- (2) 受注実績
- (3) 地理的条件
- (4) 倒産又は不誠実な行為等に関する情報

(選定業者数)

第4条 選定する業者の数は、次の各号によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

- (1) 財産の買入の場合は、おおむね別表第1による。
- (2) 物件の借入れの場合は、おおむね別表第2による。
- (3) 財産の売払い及び物件の貸付けの場合は、おおむね別表第3による。
- (4) 製造の請負の場合は、おおむね別表第4による。
- (5) 業務委託の場合は、おおむね別表第5による。

(随意契約業者の選定)

第5条 随意契約業者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適切な業者を選定するものとする。

(選定の内申)

第6条 指名業者の選定は、担当係長からの内申に基づいて審査するものとする。

(指名停止)

第7条 不誠実な行為をした業者について、その者の指名を一定期間停止するものとし、その期間は、審査会で決定するものとする。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

(財産の購入)

設計金額の区分	選定業者数
1,000万円以上	7人以上
500万円以上	5人～6人
80万円を超えるもの	5人以上
80万円以下	3人以上

別表2 (第4条関係)

(物品の借入)

設計金額の区分	選定業者数
1,000万円以上	7人以上
500万円以上	5人～6人
40万円を超えるもの	5人以上
40万円以下	3人以上

別表1 (第4条関係)

(財産の売払い及び物件の貸付)

設計金額の区分	選定業者数
1,000万円以上	7人以上
500万円以上	5人～6人
30万円を超えるもの	5人以上
30万円以下	3人以上

別表2 (第4条関係)

(製造の請負)

設計金額の区分	選定業者数
1,000万円以上	7人以上
500万円以上	5人～6人
130万円を超えるもの	5人以上
130万円以下	3人以上

別表1 (第4条関係)

(業務委託)

設計金額の区分	選定業者数
1,000万円以上	7人以上
500万円以上	5人～6人
50万円を超えるもの	5人以上
50万円以下	3人以上